

県南広域振興局長告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成22年1月26日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 奥州市前沢区字五合田12番1、13番2、14番1、19番2及び19番15並びにこれらの区域に介在する認定外水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市三本柳1地割24番地 盛岡いすゞモーター株式会社